

婚姻届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人の方が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や本人確認書類などが必要

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住民登録等			住所を変える方	☐ 転居届 ☐ 転入届 ☐ 転出届 ☐ 世帯主変更届 ※世帯主の住所変更に伴って世帯主を変更する場合	【共通】 ☐ 本人確認書類(運転免許証等) 【転入】 ☐ 転出証明書 【転出】 ☐ 印鑑登録証(登録者のみ)	<1階①②③④⑤> 市民課
			夫婦が同じ住所で別世帯になっている方	☐ 世帯合併届	☐ 本人確認書類(運転免許証等)	
			子どもの戸籍について相談したい方	☐ 養子縁組届、入籍届など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			結婚前の氏の印鑑を登録しており、結婚に伴って氏が変わる方	※自動的に登録が廃止されますので、必要な方は改めて登録してください。	☐ 印鑑登録証	
			マイナンバーカードをお持ちの方	☐ 券面記載事項変更	☐ マイナンバーカード	
			パスポートをお持ちの方	☐ 訂正新規申請 ☐ 記載事項変更申請	☐ 有効期間中のパスポート ☐ 戸籍謄本等	
			外国籍の方	☐ 通称名(記載・変更・削除)申出※在留資格の変更については、出入国在留管理局での手続きとなります。	☐ 特別永住者証明書 ☐ 在留カード ☐ パスポート	
税金			市税等の口座振替を変更する方	☐ 口座変更	振替金融機関での手続きとなります。預金通帳、届出印、市税等納付書を持参してください。 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑧⑨> 税務課
			原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	☐ 所有者、使用者の氏名変更	☐ 所有者、使用者及び届出者の印鑑 ☐ 登録申告済証(標識交付証明書)	
国民健康保険等			国民健康保険・国民年金に加入している方	☐ 資格確認書、資格情報のお知らせの記載事項変更	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ	<1階⑰> 保険年金課
			年金を受給している方	☐ 年金証書の氏名変更	☐ 年金証書	
			国民健康保険から配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	☐ 国民健康保険の脱退	☐ 配偶者の勤務先から交付された資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ	
			会社を退職して、国民健康保険に加入する方	☐ 国民健康保険の加入 ☐ 国民年金の加入(※20歳以上60歳未満の方)	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 健康保険資格喪失連絡票又は離職票など	
			後期高齢者医療保険に加入している方	※後日、変更後の資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します。		
介護保険			介護保険に加入している方	☐ 被保険者証の記載事項変更	☐ 介護保険被保険者証(その他、婚姻前の氏記載の介護保険関連証書)	<1階⑯> 介護保険課
障がい福祉			障がい者の手帳を持っている方	☐ 各種手帳の住所・氏名変更	☐ 各種手帳	<1階⑭> 市民福祉課
			重度障がい者医療証を持っている方	☐ 資格内容変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別児童扶養手当を受給している方	☐ 各種届出		
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	☐ 各種届出		
			障害福祉サービスを受けている方	☐ 申請内容変更届		
			自立支援医療(更生・育成・精神通院医療)を受けている方	☐ 受給者証等記載事項変更届など	☐ 既存の受給者証 ☐ 健康保険者記号番号のわかるもの ☐ 人工透析の方は特定疾病療養受療証	

裏面に続きます⇒

子 ど も 関 係			児童手当を受給している方 (婚姻により受給するようになる方も含む)	☐ 児童手当認定請求 ☐ 児童手当受給事由消滅届	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ マイナンバーカード ☐ 請求者名義の預金通帳	<1階⑪> こども支援課
			子ども医療証を持っている方	☐ 資格変更届	☐ 子ども医療証 ☐ 子どもの健康保険資格情報を確認できるもの	
			児童扶養手当を受給している方	☐ 資格喪失届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			ひとり親家庭医療証を持っている方	☐ 資格喪失届	☐ ひとり親家庭医療証	
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍している 子どもがいる方	☐ 氏名・住所変更など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			小学校・中学校に在籍している子どもがいる方	☐ 氏名・住所変更など、就学援助 変更申請など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑳> 教育総務課
			障害児通所支援を受けている子どもがいる方	☐ 申請内容変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑭> 市民福祉課
そ の 他			水道(及び下水道)の使用者の名義等が変わる 方	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター(阪南出張所)  ☎072-470-		

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

手続きチェックシート

婚姻

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

【確認に2点が必要なもの】

(例:健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

関連する手続きについては内側をご覧ください

婚姻届を提出される方へ

婚姻届

【届出に必要なもの】

・婚姻届書

届書の記載内容に誤りがある場合は、後日に改めてご来庁いただく場合があります。

※戸籍の記載について

- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地が阪南市の場合で概ね1週間かかります。
- 上記以外の場合は、戸籍の記載に2週間以上かかることがあります。

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで

(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)